

## ○ 毎月勤労統計調査（通称“毎勤”）とは

### — どんな調査か —

- 全国調査，地方調査及び特別調査から成り立っており，全国調査と地方調査は常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月，特別調査は常用労働者1～4人の事業種を対象に年1回実施しています。なお，地方調査は全国調査の調査事業所に地方調査のみの調査事業所を加えたものとしています。
- 大正年間に始まり，80年以上の歴史を持つ，我が国の労働及び経済に関する基本的な統計のひとつです。
- 労働者の雇用，給与及び労働時間の毎月の変動を明らかにすることが目的です。

### — どのように利用されているか —

- 公共料金の改定の際の資料に使われます。
- 雇用保険基本手当，労働者災害補償（休業補償）の額の改定に使われます。  
（注：雇用保険法第18条，労働基準法76条）
- 国民所得や県民所得の推計に使われます。
- 景気動向の判断資料として使われます。
- 民間企業において賃金改定や労働関係の資料に使われます。
- 民事事件や交通事故の補償など逸失利益算出の基礎資料に使われます。
- その他あらゆる労働，経済問題の資料に使われ，また日本の労働事情の海外への紹介，国連への報告などに活用されています。

## 毎月勤労統計調査の沿革

	(調査名)	(実施主体)	(対象範囲及び数)
大正12年7月	職工賃銀毎月調査 鉱夫賃銀毎月調査	内務省社会局	北海道ほか22府県（本県を含む）における工場及び東京鉱務署ほか4鉱務署管内における鉱山合計510所
大正14年4月	賃銀毎月調査	内閣統計局	29府県の工場，鉱山
昭和2年1月	官公営工場と交通関係事業体を調査対象に追加		
昭和14年4月	労働統計毎月実地調査	内閣統計局	33府県における工場，鉱山，交通関係事業体約7,200所
昭和16年8月	労働統計毎月調査	内閣統計局	全府県における工場，鉱山，交通関係事業体約4,700所
昭和19年7月	毎月勤労統計調査	内閣統計局	全府県における工場，鉱山，交通関係事業体約8,900所
昭和21年12月	百貨店，銀行，信託業，保険業を調査対象に追加		
昭和22年7月	指定統計第7号に指定		
昭和23年9月	調査の企画立案及び公表の権限を労働省に移管（実施は総理府統計局）		
昭和25年1月	毎月勤労統計調査規則（労働省令）制定 標本理論を導入 産業別に異なっていた調査対象規模の下限を常用労働者30人以上に統一		
昭和25年10月	日本標準産業分類を採用（対象産業：鉱業，製造業，卸売及び小売業，金融業及び保険業，不動産業，運輸通信及びその他公益事業）		
昭和26年4月	毎月勤労統計調査 全国調査 地方調査	調査を労働省に全面移管 地方調査開始	
昭和27年1月	建設業を調査対象に追加		
昭和29年3月	サービス業の一部（「自動車修理業及びガレージ業」，「その他の修理業」及び「医療保険業」）を調査対象に追加		

昭和32年 7月 乙調査と特別調査開始

毎月勤労統計調査 全国調査甲調査 全国調査乙調査	常用労働者30人以上事業所	約9,300事業所
	常用労働者5～29人事業所	905調査区
地方調査 特別調査	常用労働者30人以上事業所	約10,000事業所
	常用労働者1～4人事業所	約18,500事業所 1,810調査区 約38,500事業所

昭和46年 1月 サービス業の範囲を「家事サービス業」と「外国公務」を除く全体に拡大

昭和47年 7月 沖縄県を調査対象に追加

昭和55年 7月 特別調査を拡充

毎月勤労統計調査 全国調査甲調査 全国調査乙調査	常用労働者30人以上事業所	約16,700事業所
	常用労働者5～29人事業所	1,914調査区
地方調査 特別調査	常用労働者30人以上事業所	約16,500事業所
	常用労働者1～4人事業所	約22,000事業所 4,750調査区 約134,000事業所

平成2年 1月 甲調査・乙調査の統合と地方調査の拡充

毎月勤労統計調査 全国調査	常用労働者5人以上	約33,200事業所
	┌ うち30人以上 └ 5～29人	約16,700事業所 1,914調査区
地方調査	常用労働者5人以上	約16,500事業所
	┌ うち30人以上 └ 5～29人	約43,500事業所 約21,500事業所 2,561調査区
特別調査	常用労働者1～4人	約22,000事業所 4,750調査区 約77,000事業所

平成5年 1月 パートタイム労働者についての調査項目を新設

平成13年 1月 省庁再編に伴う調査主体名の変更（労働省→厚生労働省）

平成14年 1月 全国調査における一般・パート別の賃金・労働時間指数を公表

平成14年 3月 毎月勤労統計調査オンラインシステムによる調査票登録開始

平成17年 1月 平成14年3月改訂の日本標準産業分類に基づく集計，公表開始  
（特別調査は平成16年調査から）

平成21年 4月 基幹統計に指定される

平成22年 1月 平成19年11月改訂の日本標準産業分類に基づく集計，平成22年公表開始  
（特別調査は平成21年調査から）